

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等設置 条例の一部を改正する条例</p>	<p>県立高等学校適正化実施 計画に基づき、県立高等学 校の新設及び廃止を行うた め、所要の改正をしようと するものである。</p>	<p>1 県立高等学校の設置 次に掲げる県立高等学校を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 奈良県立奈良商工高等学校</li> <li>(2) 奈良県立国際高等学校</li> <li>(3) 奈良県立高円芸術高等学校</li> <li>(4) 奈良県立商業高等学校</li> <li>(5) 奈良県立宇陀高等学校</li> <li>(6) 奈良県立奈良南高等学校</li> </ul> <p>2 県立高等学校の廃止 次に掲げる県立高等学校を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 奈良県立奈良朱雀高等学校</li> <li>(2) 奈良県立西の京高等学校</li> <li>(3) 奈良県立平城高等学校</li> <li>(4) 奈良県立高円高等学校</li> <li>(5) 奈良県立登美ヶ丘高等学校</li> <li>(6) 奈良県立奈良情報商業高等学校</li> <li>(7) 奈良県立大宇陀高等学校</li> <li>(8) 奈良県立榛生昇陽高等学校</li> <li>(9) 奈良県立大淀高等学校</li> <li>(10) 奈良県立吉野高等学校</li> </ul>

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>(第3条関係)</p> <p>3 施行期日  平成32年4月1日から施行する。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行する。</p> <p>ア 1の(1)、(3)、(4)及び(6) 平成33年4月1日  イ 1の(5)並びに2の(3)及び(5) 平成34年4月1日  ウ 2の(2)、(4)、(6)、(7)、(9)及び(10) 平成35年4月1日  エ 2の(1)及び(8) 平成36年4月1日</p> <p>(改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（案）

奈良県立高等学校等設置条例（昭和二十一年十月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表奈良県立奈良朱雀高等学校の項を削り、同表奈良県立奈良高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立奈良商工高等学校	奈良市
奈良県立国際高等学校	奈良市

第三条の表奈良県立西の京高等学校の項から奈良県立登美ヶ丘高等学校の項までを削り、同表奈良県立山辺高等学校の項の次に次のように加える。

奈良県立高田芸術高等学校	奈良市
--------------	-----

第三条の表奈良県立奈良情報商業高等学校の項を削り、同表奈良県立桜井高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立商業高等学校	桜井市
------------	-----

第三条の表奈良県立宇陀高等学校の項及び奈良県立榛生昇陽高等学校の項を削り、同表奈良県立西和清陵高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立宇陀高等学校	宇陀市
------------	-----

第三条の表奈良県立大淀高等学校の項及び奈良県立吉野高等学校の項を削り、同表奈良県立十津川高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立奈良南高等学校	吉野郡吉野町、吉野郡大淀町
-------------	---------------

## 附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の表の改正規定（同表奈良県立奈良高等学校の項の前に次のように加える改正規定中奈良県立奈良商工高等学校に係る部分、同表奈良県立山辺高等学校の項の次に次のように加える部分、同表奈良県立桜井高等学校の項の前に次のように加える部分及び同表奈良県立十津川高等学校の項の前に次のように加える部分に限る。） 平成三十三年四月一日
- 二 第三条の表の改正規定（同表奈良県立平城高等学校の項を削る部分、奈良県立登美ヶ丘高等学校の項を削る部分及び同表奈良県立西和清陵高等学校の項の前に次のように加える部分に限る。） 平成三十四年四月一日
- 三 第三条の表の改正規定（同表奈良県立西の京高等学校の項を削る部分、同表奈良県立高円高等学校の項を削る部分、同表奈良県立奈良情報商業高等学校の項を削る部分、同表奈良県立大字陀高等学校の項を削る部分、同表奈良県立大淀高等学校の項を削る部分及び奈良県立吉野高等学校の項を削る部分に限る。） 平成三十五年四月一日
- 四 第三条の表の改正規定（同表奈良県立奈良朱雀高等学校の項を削る部分及び同表奈良県立榛生昇陽高等学校の項を削る部分に限る。） 平成三十六年四月一日

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
<p>第三条 高等学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		<p>第三条 高等学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	
名 称	位 置	名 称	位 置
		奈良県立奈良朱雀高等学 校	奈良市
奈良県立奈良商工高等学 校	奈良市		
奈良県立国際高等学校	奈良市		
奈良県立奈良高等学校	略	奈良県立奈良高等学校	略
		奈良県立西の京高等学校	奈良市
		奈良県立平城高等学校	奈良市
		奈良県立高田高等学校	奈良市
		奈良県立登美ヶ丘高等学 校	奈良市
奈良県立山辺高等学校	略	奈良県立山辺高等学校	略
奈良県立高田芸術高等学 校	奈良市		
略		略	
		奈良県立奈良情報商業高 等学校	桜井市
奈良県立商業高等学校	桜井市		

改 正 案		現 案 行	
奈良県立桜井高等学校	略	奈良県立桜井高等学校	略
略		略	
		奈良県立大宇陀高等学校	宇陀市
奈良県立宇陀高等学校	宇陀市	奈良県立榛生昇陽高等学 校	宇陀市
奈良県立西和清陵高等学 校	略		
略		奈良県立西和清陵高等学 校	略
		略	
奈良県立奈良南高等学校	吉野郡吉野町、 吉野郡大淀町	奈良県立大淀高等学校	吉野郡大淀町
		奈良県立吉野高等学校	吉野郡吉野町
奈良県立十津川高等学校	略		
		奈良県立十津川高等学校	略

## 奈良県立高等学校等設置条例の一部改正について

平成30年8月  
教育振興大綱推進課

### 1 改正理由

県立高等学校適正化実施計画に基づき、県立高等学校の設置及び廃止を行うため、所要の改正をしようとするものである。

### 2 改正経緯

平成30年4月に奈良県教育委員会において、時代の変化に対応した新しい高校づくり、社会や地域とつながる教育の推進、教育内容や校名の見直し等により、「魅力と活力あるこれからの高校づくり」を推進するための方針として「県立高等学校適正化推進方針～高等学校教育の質向上と再編成のために～」を策定した。当該方針に沿って、今後概ね10年間で県立高等学校において「魅力と活力あるこれからの高校づくり」を進めるために質向上と再編成を図るための具体的な計画をとりまとめたものが「県立高等学校適正化実施計画」であり、当該計画に基づき、所要の改正を行うものである。

なお、当該計画は平成30年6月議会において賛成多数で承認されたが、計画の内容（校名及び年次計画）に変更が生じたため、9月議会に計画変更の議案を提出する予定

### 3 改正概要

変更前	⇒	変更後
(1) 奈良県立西の京高等学校 奈良県立平城高等学校 奈良県立登美ヶ丘高等学校	⇒	奈良県立国際高等学校 [奈良市] (仮称) 奈良県立大学附属高等学校 [奈良市] 【公立大学法人奈良県立大学設置】
(2) 奈良県立奈良朱雀高等学校	⇒	奈良県立奈良商工高等学校 [奈良市]
(3) 奈良県立高円高等学校	⇒	奈良県立高円芸術高等学校 [奈良市]
(4) 奈良県立奈良情報商業高等学校	⇒	奈良県立商業高等学校 [桜井市]
(5) 奈良県立大淀高等学校 奈良県立吉野高等学校	⇒	奈良県立奈良南高等学校 [吉野郡吉野町、吉野郡大淀町]
(6) 奈良県立大宇陀高等学校 奈良県立榛生昇陽高等学校	⇒	奈良県立宇陀高等学校 [宇陀市]

### 4 施行期日

平成32年4月1日：3 (1)のうち、奈良県立国際高等学校の設置

平成33年4月1日：3 (2)のうち、奈良県立奈良商工高等学校の設置  
 3 (3)のうち、奈良県立高円芸術高等学校の設置  
 3 (4)のうち、奈良県立商業高等学校の設置  
 3 (5)のうち、奈良県立奈良南高等学校の設置

平成34年4月1日：3 (1)のうち、奈良県立平城高等学校の廃止  
 奈良県立登美ヶ丘高等学校の廃止  
 3 (6)のうち、奈良県立宇陀高等学校の設置

平成35年4月1日：3 (1)のうち、奈良県立西の京高等学校の廃止  
 3 (3)のうち、奈良県立高円高等学校の廃止  
 3 (4)のうち、奈良県立奈良情報商業高等学校の廃止  
 3 (5)のうち、奈良県立大淀高等学校の廃止  
 奈良県立吉野高等学校の廃止  
 3 (6)のうち、奈良県立大宇陀高等学校の廃止

平成36年4月1日：3 (2)のうち、奈良県立奈良朱雀高等学校の廃止  
 3 (6)のうち、奈良県立榛生昇陽高等学校の廃止